

## 船荷証券に関する規定等の見直しに関する論点の検討（5）

### 第1 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式について

- ① 指図式の電子船荷証券記録に係る権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書（電子船荷証券記録を支配する者が当該電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注）、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。）をすることによって、その効力を生ずる。

（注）法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。ただし、以下の技術的要件については、電子裏書の定義の中で規定するのではなく、別途、追加記録に関する技術的要件として独立した規定を設けることも考えられる。

- 1 商法第●条第●項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
- 二 商法第●条第●項に定める事項の記録をする者が電子署名をするものであること

- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

- ② 前項の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に係る権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転することによって、その効力を生ずる。

- ③ 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録に係る権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。

- ④ 電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録していないものとみなす。

- ⑤ 第一項の規定にかかわらず、電子裏書は、電子船荷証券記録の支配の移転を

受ける者の氏名又は名称を記録しないで、又は単に当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名若しくは名称を記録することのみをもってすることができる（以下「白地式電子裏書」という。）。

- ⑥ 白地式電子裏書がされたときは、電子船荷証券記録を支配する者は、次に各号に掲げる行為をることができる。
- 一 自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称をもって白地を補充すること
  - 二 白地式電子裏書により、又は他人の氏名若しくは名称を表示して更に電子裏書をすること
  - 三 白地を補充せず、かつ、電子裏書をせずに電子船荷証券記録の支配を移転することにより電子船荷証券記録に係る権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること
- ⑦ 電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せずにその支配をする者に運送品を引き渡す旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

（補足説明）

1 電子船荷証券記録の類型についての考え方

- (1) 部会資料4では、電子船荷証券記録の類型についての考え方として、指図証券型を明示的に規律することをせずに、支配の移転による譲渡禁止型とそれ以外の2類型のみとする考え方（A案）、民法上の有価証券に係る4類型ができる限りそのまま維持する形で類型に関する規律を設ける考え方（B案）、記名式所持人払証券型と無記名証券型に相当する類型を規律せずに、指図型と電子裏書禁止型の2類型のみとする考え方（C案）を示していた。

この点について、第4回会議においては、次のとおり、B案を支持する意見が多くみられた。

- MLETRにおいては、電子船荷証券記録の類型についての規律はないものの、紙の船荷証券に裏書という概念がある以上、電子船荷証券記録にも裏書相当行為が観念されることを想定しているように見受けられることや、電子的移転可能記録についての実体を変更せずに移転可能な証書又は文書との機能的同等性を実現するというMLTERの基本的な発想に鑑みると、B案がMLETRと最も親和的であるようにも思われる。
- 紙の船荷証券については、その他の記名証券型（裏書禁止型）につき、民法第520条の19第1項の規定にもかかわらず、手形法第11条第2項の解釈として、その譲渡に船荷証券の交付が必要とされるという見解が有力であるところ、A案では、そのような解釈をすることが難しくなるとも考えられ、電子船荷証券記録に関して紙の船荷証券についての解釈論を可能な限り維持するためにも、B案が望ましいのではないか。
- ある電子船荷証券記録が指図式の電子船荷証券記録に該当すると解される場合において、そのシステムが電子裏書の要件を満たすことができない

ようなときは、事実上、当該電子船荷証券記録に関する権利を譲渡することができないこととなってしまうおそれがあるとのB案の懸念についても、電子裏書の定義や白地式電子裏書の規律等を通じて電子裏書の要件を比較的緩く定めることや、指図式の電子船荷証券記録に該当するか否かの判断を柔軟に行うことで、現実的には問題にならない可能性が高いのではないか。

- 実務上、記名式所持人払証券型及び無記名証券型の船荷証券が普及していないにもかかわらず、法文上それらを規定することに対する事実上の抵抗感についても、記名式所持人払型及び無記名型を「前項の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」とまとめて規律することにより、減少されるのではないか。

そこで、本部会資料においては、B案を前提とした規律案を示すこととしている。

- (2) ただし、第1項について、部会資料4では「指図式の電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含む。）に関する権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、（略）」としていたが、このような定義にすると、法文上、記名式所持人払型の電子船荷証券につき、第2項ではなく第1項が適用されてしまう余地が残ることに加えて、第4回会議において、商法第762条に相当する規定については、電子船荷証券記録に関しても残すべきではないかとの指摘を受けたことも踏まえて、別途、商法第762条に相当する規定を設けた上で（後記第2の2(4)参照）、「（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含む。）」との部分を削ることとしている。
- (3) なお、第4回会議では、電子船荷証券記録の効力論（部会資料4の第2の1参照）と関連して、仮に、電子船荷証券記録について、Law Commission草案第3条第3項（「電子取引文書と同等の紙の取引文書に関連して行われるものと対応して、電子取引文書に関連して行われるものは、紙の取引文書に関連して生じる効果と同様の効果を有する。」）のような規定を設けるのであれば、そもそも電子船荷証券記録に関して、類型や各類型に応じた譲渡等の方式について明文の規定を設けないことも考えられるのではないかとの意見もみられたところであるが、類型や類型に応じた譲渡等の方式に係る規律は、必ずしも電子船荷証券記録の効力や効果に係る規定とも考え難い上、この点を全て解釈に委ねることは法的明確性・安定性に欠けるところが小さくなく、かえって実務が混乱するおそれが否定できることから、本部会資料では、そのような考え方を採用しないことを前提としている。

## 2 譲渡の対象である「電子船荷証券記録に係る権利」について

- (1) 本文の規律案の「電子船荷証券記録に係る権利」の譲渡又はこれを目的と

する質権の設定」（第1項、第2項及び第3項）の「に係る」の部分については、従前は「に関する」と表記していたが、社債、株式等の振替に関する法律第77条等の表現を参考に改めている。

社債、株式等の振替に関する法律第77条（善意取得）

振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替社債についての増額の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替社債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(2) 「電子船荷証券記録に係る権利」の内容については、次のような考え方があり得る。

- a案：電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利とする考え方
- b案：運送品の引渡しに係る債権等の運送契約上の権利とする考え方

これまで、b案の発想に立ち、電子船荷証券記録の譲渡等の方式に関する規律について、運送品の引渡しに係る債権等の運送契約上の権利、すなわち、電子船荷証券記録に表章された権利の譲渡であることを前提に検討していたが、a案は、新たに電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利を観念することにより、この権利を譲渡等の対象とすることを想定するというものである。

電子船荷証券記録は、民法上の「物」ではないため、紙の船荷証券のように動産として物権の客体になるということはできないし、それ自体が財産権を構成するともいい難い。もっとも、電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利というものを観念することができれば、その権利が財産権を構成するものとして、譲渡等の対象とすることも可能になるものと考えられる。

a案は、このような観点から、「電子船荷証券記録に係る権利」を「電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利」と解釈し、それが譲渡の対象となるとするものである（したがって、a案のように考える場合には、電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利が質権の目的となり得ることとなる）。また、部会資料5の第4「電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容」において、電子船荷証券記録に対する強制執行がされた場合を想定する規律案を提示していたが（乙案の②'）、このような考え方では、a案を採用した上で電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利が「その他の財産権」（民事執行法第167条）として強制執行の対象になると整理することにより採用し得るものになるものと考えられる。なお、a案による場合には、そのことを明確にする趣旨で、「電子船荷証券記録に係る権利」を「電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利（以下「電子船荷証券記録に係る権利」という。）」とすることも考えられる。

これに対し、a案のように、電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利を観念しないものとする場合には、b案、すなわち、電子船荷証券記録に表章された権利を譲渡等の対象とするという考え方を採用することになる

ものと考えられる。b案による場合には、そのことを明確にする趣旨で、民法第520条の4の規定等と同様に、「電子船荷証券記録に係る権利」を「電子船荷証券記録上の権利」とすることも考えられる。

紙の船荷証券の譲渡等の場面では、船荷証券に表章された権利とは別に、船荷証券そのものの譲渡が観念される点を踏まえれば、電子船荷証券記録に表章された権利とは別に、別個の権利の譲渡を観念するa案の方がMLETRに親和的であるという余地もあるのかもしれないが、他方で、船荷証券に表章された権利とは別に譲渡の対象を観念する実益が乏しいのであれば、あえてa案のように船荷証券に表章された権利とは別個の権利を観念する必要はないようにも考えられる。また、電子船荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律を検討するに当たり、電子船荷証券記録に対する強制執行がされた場合を想定する規律案（乙案の②'）を採用するためには、a案を採用する必要があるものと考えられるので、そのような観点から検討するということも考えられる。

この点について、どのように考えるか。

### 3 譲渡等の方式について

#### (1) 記名式の電子船荷証券記録の荷送人について

船荷証券が発行されている場合において商法第580条の処分権を有するのは「船荷証券の所持人」とされているところ（商法第768条）、この「船荷証券の所持人」については、船荷証券の正当な所持人である必要がある旨の解釈が有力であり（中村真澄・箱井崇史著『海商法』（成文堂、2010）210頁等参照）、そのような解釈を前提として、記名式船荷証券の荷送人が船荷証券の正当な所持人に当たるのか、また、船荷証券上の権利を実質的に有する者といえるのか否かについて、争いがある。

東京地判平成22年12月21日は、この点について、記名式船荷証券の荷送人は、船荷証券上の権利を実質的に有しているとはいはず、ひいては船荷証券の正当な所持人にも当たらない旨の判断を示しているものの、実務上、このような考え方が確立しているか否かについては必ずしも明確ではない。

そこで、本文の規律案においては、この点についての立場を明確にせず、引き続き解釈に委ねることを想定している。

#### (2) 電子裏書における電子署名の要件について

本文の規律案では、船荷証券における裏書に相当する行為として「電子裏書」という概念を創設し、当該電子裏書の技術的要件の1つとして、「電子署名」を求めるとしている。

これは、紙の船荷証券における裏書の際には、裏書人（権利を譲渡しようとする者）の署名又は記名押印が求められることとの平仄をとったものである（民法第520条の3、手形法第13条及び第82条）。

また、部会資料5の第2の補足説明3(4)のとおり、「電子署名」の定義は、

電子署名及び認証業務に関する法律第2条の規定（会社法施行規則第225条も同じ。）に倣っているところ、この定義は、電子署名及び認証業務に関する法律の制定時に、技術的中立性の要請を受けて、その方式や方法等に着目せずに、その機能等に着目する形で規定されたものであり、電子船荷証券記録上に署名欄のような欄を設けることや電子スタンプのように署名に代わる可視的なものが画面上に表示されることまで求めるものでもない。現在ではメッセージを秘密鍵で暗号化することなどの方式が主流であるように思われるものの、それ以外の方式についても上記の効果に着目した要件を満たす限りは否定されるものではない。また、「電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置」とあるが、記録がされた後にそこに付加的に行われる措置である必要まではなく、記録を行う時に（同時に）一定の暗号化がされることなどを通じて、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」と「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」が満たされていれば足りると考えられるため、そのような技術的要件の実装には大きな負担はないとも考えられる。

もっとも、裏書人の署名又は記名押印が求められる趣旨は、主に本人性の確認と偽造・改竄等の抑止にあると考えられるところ、電子船荷証券記録に関しては、その一般的な技術的要件として、「電子船荷証券記録に係る権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの」、「電子船荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配をする者を特定することができるもの」、「通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更を除き、電子船荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの」といった要件の具備が求められることが想定されており（部会資料5の第2参照）、これらの技術的要件を充足する限りにおいては、本人性の確認と偽造・改竄等の抑止の点で大きな問題は生じ難いようにも考えられる。そのような観点から、支配の移転の場面においては「電子署名」を求めないとすることも考えられるところである。

この点について、どのように考えるか。

### (3) その他

このほか、B案を前提とした場合の譲渡等の方式についての考え方については、部会資料4の第1の2の補足説明(2)のとおりである。

なお、第6項第3号に「により電子船荷証券記録に係る権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること」を加えているが、これは、同号に規定する行為をすることによって電子船荷証券記録に係る権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定することができる旨を明らかにするためである。

## 第2 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容

### 1 規律の在り方の方向性について

部会資料4の第2の1において、電子船荷証券記録の効力等に関する規律の在り方について、以下の3つの方向性の考え方を示したが、あらためてこの点について、どのように考えるか。なお、考え方②又は考え方③のいずれを採用する場合であっても、包括的な準用規定又は個別的に書き下す規定に加えて、電子船荷証券記録が紙の船荷証券と同一の効力を有する旨の規定（「同一効力規定」）を設けることを想定している。

- ① 電子船荷証券記録が紙の船荷証券と同一の効力を有する旨の規定や一定のみなし規定を設けるという方向性
- ② 紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定（例えば、「特別の定めがある場合を除き、電子船荷証券記録については、その性質に反しない限り、第三編第三章第三節の規定及び民法第三編第一章第七節の規定を準用する。」といった規定）を設けつつ、読替規定を置くという方向性
- ③ 紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下すという方向性

(補足説明)

考え方①、考え方②及び考え方③のそれぞれの基本的な発想やメリット及びデメリット等については、部会資料4の第2の1の補足説明のとおりである。

第4回会議においては、MLETRとの親和性（MLETRへの準拠）及びその点に関する外部（特に外国）からの見え方という点では、考え方①が最も望ましいという意見が一定数みられるとともに、考え方③に対しては、電子船荷証券記録の法制化に際しては紙の船荷証券に関する既存の法律関係やその解釈論が可能な限りそのまま引き継がれることができること、紙の船荷証券の実務において必ずしも解釈が明らかになっていない点について、立法を通じた態度決定を示すことになる可能性があるため、望ましくない面がある旨の批判的な意見もみられたところである。

もっとも、その一方で、考え方①や詳細な読替規定を置かない場合の考え方②については、電子船荷証券記録の法律関係を解釈に委ねる部分が多くなるため、成文法主義を探る我が国としては考え方③が望ましいのではないかとの意見もみられた。また、考え方③への批判についても、船荷証券に適用され得る既存の規定との平仄・整合性を慎重に配慮することによって、大部分は、紙の船荷証券に関する既存の法律関係をその解釈の在り方も含めてそのまま引き継ぐことができるようにも考えられる。さらに、考え方①がより MLETR に親和的であるという面があることは否めないものの、考え方③も、MLETR の基本原則を遵守しつつ、電子船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めるというアプローチを探っており、決して MLETR と矛盾するものではなく、十分に親和性があるものと評価することも可能であるように思われる。

また、考え方②については、詳細な読替規定を置くことが想定されるところ

ではあるが、考え方③に比べると、MLETR に親和的であると考えられる旨の意見もみられたところではあるものの、詳細な読替規定によるわかりにくさという難点があることを考慮する必要がある。

なお、第4回会議においては、仮に、考え方②又は考え方③を採用する場合であっても、条文に現れない船荷証券の有価証券法理を電子船荷証券記録にも適用させるために、別途、同一効力規定を設けることには意味がある旨の意見もあったところであり、これに積極的に反対する意見もみられなかつたため、考え方②又は考え方③を採用する場合であっても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。」といった同一効力規定を別途設けることが考えられる。

## 2 船荷証券に適用される商法、民法及び国際海上物品運送法の規定に関する逐条的検討

前記1において考え方③を採用した場合には、紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものを個別的に書き下すこととなるし、考え方②を採用した場合には、読替規定を立案するために、紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものを逐条的に検討する必要がある。また、考え方①を採用する場合であっても、可能な限り、同様の検討をしておくことが望ましいと考えられる。

そこで、以下においては、前記第1の電子船荷証券記録の類型の規律（B案の採用）を前提としつつ、第4回会議での議論も踏まえて、改めて、船荷証券に適用される商法、民法及び国際海上物品運送法の主要な規定についての規律案を示している。

### (1) 商法第759条に相当する規定

- ① 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行する場合において、商法第758条第1項第1号及び第2号に掲げる事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従ってその事項を記録しなければならない。
- ② 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信すべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。
- ③ 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(1)のとおりである。

### (2) 商法第760条に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録の記録が事実と異なることをもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(2)のとおりである。

(3) 商法第761条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、運送品に関する処分は、電子船荷証券記録によってしなければならない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(3)のとおりである。

(4) 商法第762条に相当する規定

電子船荷証券記録に係る権利は、当該電子船荷証券記録が記名式であるときであっても、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、当該電子船荷証券記録に電子裏書を禁止する旨を記録したときは、この限りでない。

(補足説明)

前記第1の補足説明1のとおり、従前は、電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に係る規律の中で実質的に商法第762条に係る規律を組み込むことを意図していたが、第4回会議での指摘も踏まえて、商法第762条に相当する規定を設けることとしている。

(5) 商法第763条に相当する規定

電子船荷証券記録により運送品を受け取ることができる者に電子船荷証券記録の支配を移転したときは、その移転は、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(5)のとおりである。

(6) 商法第764条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(6)のとおりである。

(7) 商法第765条、第766条及び第767条

電子船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(7)のとおりである。

(8) 商法第768条に相当する規定

電子船荷証券記録が発行された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第580条中「荷送人」とあるのは、「電子船荷証券記録を支配する者」とし、第581条、第582条第2項及び第587条ただし書の規定は、適用しない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(8)のとおりである。なお、前記第1の補足説明3(1)のとおり、商法第768条によって読み替えられる同法第580条の「船荷

証券の所持人」に記名式船荷証券の荷送人が当たるか否かについては、実務上争いがあるところではあるが、本文の規律案では、商法第520条中「荷送人」を「船荷証券の所持人」に相当する「電子船荷証券記録を支配する者」に読み替えることで、紙の船荷証券に係る解釈がそのまま維持されることを意図しつつ、この論点についての立場を明らかにしないこととしている。

(9) 民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項

前記第1の譲渡の方式に関する規定として定める。

(10) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定

- ① 指図式の電子船荷証券記録を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電子船荷証券記録に係る権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書は、これを記録しなかったものとみなし、白地式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏書によって電磁的船荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。
- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。
- ③ 第1項に規定する電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者は、当該電子船荷証券記録に係る権利を適法に有するものと推定する。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(10)のとおりである。

なお、前記第1の補足説明2(1)のとおり、「電子船荷証券記録に関する権利」としていた点は「電子船荷証券記録に係る権利」に改めている。もっとも、前記第1の補足説明2(2)のb案を採用する場合には、電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利と区別するために、「電子船荷証券記録上の権利」とすることも考えられる。

(11) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

- ① 何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者（当該電子船荷証券記録に係る権利を適法に有する者に限る。）は、その支配をする者に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2(11)のとおり、民法上の有価証券の善意取得に関する

規定は、船荷証券の所持人が一定の要件を満たす場合には「その証券を返還する義務を負わない」ということを規律するのみであるが、その前提としては、船荷証券の所持者に船荷証券の返還義務、言い換えると、船荷証券の占有を失った者がその船荷証券の所持人に対して有する船荷証券の返還請求権が存在すると考えられる。この返還請求権の法的性質については、必ずしも明らかではないものの、占有を失った要因などに応じて、所有権に基づく物権的請求権（返還請求権）、占有訴権（民法第200条）、不当利得返還請求権（民法第703条、第704条）などが考えられるところである。

しかしながら、電子船荷証券記録は、民法上の「物」ではないため、紙の船荷証券のように動産として物権の客体になるということはできないし、それ自体が財産権を構成するともいい難いため、紙の船荷証券に係る返還請求権と同様の請求権が発生するとは考え難いこととなる。他方で、前記第1の補足説明2(2)のa案を採用する場合には、電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利について、占有訴権（民法第205条及び第200条）の規定等の適用が認められる余地はあるものの、その適用関係は必ずしも明らかではなく、少なくとも、支配の移転を求める権利が当然に認められるということにはならないものと考えられる。

そこで、善意取得に関する規定を置く前提として、本文第1項のとおり、当該電子船荷証券記録に係る権利を適法に有しながらその支配を失った者から支配をする者への返還請求権を別途規定することとしている。

なお、「当該電子船荷証券記録に係る権利を適法に有する者に限る。」しているのは、違法に電磁的船荷証券記録の支配をしていた者が支配を失ったときにその移転を求めることができるとするのは相当ではないと考えられるからである。もっとも、このような限定がされることにより、商法第580条の「船荷証券の所持人」の解釈との関連で、記名式の電子船荷証券記録の荷送人が支配を失った場合には、本文第1項が適用されないと解釈されるおそれも否定はできない（なお、前記第1の補足説明2(2)のa案を採用する場合には、「当該電子船荷証券記録に係る権利を適法に有する者」とは、電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利を適法に有する者となり、その文言上、記名式の電子船荷証券記録の荷送人も含まれると解釈される可能性は高まるようにも考えられる。）。

## (12) 民法第520条の6及び第520条の16に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に記録した事項及びその電子船荷証券記録の性質から当然に生ずる結果を除き、その電子船荷証券記録の支配が移転する前の支配をする者に対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2[12]のとおりである。

なお、第4回会議では、民法第520条の6及び第520条の16と商法

第760条は重なり合う部分があり、商法第760条は民法第520条の6及び第520条の16の特則にあたると考える余地もあるのではないかとの指摘もあった。確かに、両規定は、有価証券の取引の安全を保護するために善意者を保護するための制度という点では共通するものの、運送人の帰責性に関わらない人的抗弁の切断を定める民法第520条の6及び第520条の16と不実記載をした運送人の主張制限を定める商法第760条の規定は、両立し得るものと考えられる（例えば、船荷証券の記載事項としては真実であるものの、運送人と船荷証券の所持人の間で債権的に所持人の権利行使を制限する旨の合意がある場合には、商法第760条は適用されず、民法520条の6又は民法520条の16が適用されることになるものと考えられる。）。

そのため、本文の規律案においては、商法第760条に相当する前記(2)の規定とは別に、民法第520条の6、第520条の16及び手形法第19条に相当する本規定を置くこととしている。

(13) 民法第520条の7及び第520条の17  
別途規定は設けない。

(補足説明)

本文の規律案は、全体として、電子船荷証券記録そのものは固有の「財産権」には当たらないことを前提としているため、電子船荷証券記録そのものを質権の目的とすることはできないものとしている。

また、本文の規律案では、前記第1の補足説明2(2)のa案及びb案のいずれによる場合であっても、電子船荷証券記録に係る権利の譲渡と質入れを区別することなく規律することとしているが（前記第1の本文第1項から第3項まで参照）、電子船荷証券記録に係る権利の譲渡と質入れの規律を分け、後者については、民法第520条の7、第520条の17及び手形法第19条に相当する規律を別途設けることも考えられる。

(14) 民法第520条の8  
電子船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2[14]のとおりである。

(15) 民法第520条の9に相当する規定

運送人は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者がその電子船荷証券記録に記録された事項を法務省令（注）で定める方法により表示したもの提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

（注）法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電子船荷証券記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(補足説明)

部会資料4の第2の2[15]の補足説明のとおりである。

なお、第4回会議においては、紙の船荷証券の実務上、履行遅滞の責任を発生させるための「提示」についても船荷証券との「引換え」が求められないと解釈されているのではないかとの指摘もみられたところであるが、紙の船荷証券に適用される商法及び民法の規定においても、受戻証券性等との関係で求められている「引換え」（商法第764条）と履行遅滞責任の要件となる「提示」（民法第520条の9）とで異なる概念・用語が用いられている以上、電子船荷証券記録の規定についても、異なる概念・用語を用いることが相当であると考えられる（なお、「提示」の方法を省令に委任して具体的に定めることによって上記のような解釈をすることが困難になる可能性があるのであれば、「提示」の方法を具体的に定めることはせずに、単に「電子船荷証券記録に記録された事項を提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う」とすることも考えられる。）。

(16) 民法第520条の10に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

(補足説明)

部会資料4の第2の2[16]のとおりである。

(17) 民法第520条の11及び第520条の12

電子船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2[17]のとおりである。

(18) 国際海上物品運送法第7条の改正

- ① 荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面又は電磁的方法による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。
- ② 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- ③ 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。
- ④ 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

(補足説明)

部会資料4の第2の2[18]のとおりである。

(19) その他

上記(1)から(18)までのほか、商法、民法及び国際海上物品運送法において、明示的に「船荷証券」を規律する規定としては、商法第563条（介入権）、同第741条（荷受人の運送賃支払義務等）、同第756条（個品運送契約に関する規定の準用等）、同第770条（海上運送状）、同第809条（共同海損となる損害又は費用）、国際海上物品運送法第9条（責任の限度）、同第11条（特約禁止）、同第12条（特約禁止の特則）、同第14条、同第15条（商法の適用）、同第16条（運送人等の不法行為責任）等の規定が存在するところであるが、これらについては、基本的には、①「船荷証券」と並記する形で「電子船荷証券記録」を追加する、②「船荷証券所持人」と並記する形で「電子船荷証券記録を支配する者」を追加する、③それらに伴い、船荷証券に係る「記載」、「交付」といった用語に、電子船荷証券記録においてそれらに相当する「記録」、「発行」、「支配の移転」といった用語を追加する、④船荷証券に関する既存の商法の規定を準用する規定について、準用の対象にそれらに相当する電子船荷証券記録の条項を追加するといった形式的な対応に留まるようと考えるがどうか。

また、このほかに、電子船荷証券記録の法制化に伴い、実質的な改正が必要となる又は望ましいと考えられる規定としてはどのようなものが考えられるか（例えば、「船荷証券」を明示的に規律している規定のほか、「有価証券」を直接の規律の対象とするものや「船荷証券」や「有価証券」に関する商法又は民法の規定を準用する法規定で、電子船荷証券記録との関係での実質的な規律内容を検討すべきものがあるか。）。

なお、複合運送証券（商法第769条）及び海上運送状（商法第770条）の規律については、追って検討することを予定している。

### 第3 倉荷証券の電子化について

商法には、船荷証券のほかに倉荷証券についての規定もあるところ、この機会に倉荷証券の電子化についても検討することについて、どのように考えるか。

以上